

在外国民皆さんの大いなる関心と参加が必要です。

在外選挙案内文《第 21 号》



韓国・中央選挙管理委員会

提供日時 2011. 6. 22.

☎ 82-2-503-0648

FAX 82-2-507-4352

大韓民国国民ではない人は選挙運動ができません

☞ 大韓民国「公職選挙法」は国民ではない人が大統領選挙と国会議員選挙の時、在外選挙権者を対象に選挙運動ができないように規定しています。

◆ 大韓民国の国民は選挙運動期間中に誰でも自由に『公職選挙法』第58条によって選挙運動ができるが、在外選挙権者を対象としては第218条の14で定めた方法に限り選挙運動ができます。

※インターネット ホームページ、放送広告・放送演説、情報通信網利用、インターネット広告、電話・言葉

◆ ただし、下記の選挙運動ができない者および『公職選挙法』または、他の法律の規定によって禁止・制限される場合には選挙運動ができません。

《選挙運動ができない者》

関連法	対 象	備考
「公職選挙法」 第60条	<ul style="list-style-type: none">○ 大韓民国の国民ではない者※ 外国籍取得者(市民権者)○ 未成年者(19才未満である者)○ 選挙日現在の選挙権がない者○ 大韓民国国家公務員、地方公務員、公務員の身分を持つ者○ 韓国国際協力団・韓国国際交流財団・在外同胞財団の常勤役職員および代表者○ 各級選挙管理委員会委員、大統領令で定める言論人○ 政府が100分の50以上の持分を持っている機関の常勤役職員、地方公社・地方公団の常勤役職員など	

※ すべての団体(その代表者と役職員または構成員含む)はその団体の名義またはその代表の名義で在外選挙権者を対象に選挙運動が出来ない。

👉 在外選挙関連資料は在外選挙ホームページ(<http://ok.nec.go.kr>)を参考にして下さい！

添 付:在外選挙管理委員会 委員募集 案内 1 部。